**同 意 書**

**１．緊急通報装置の基本事項に対し、次に掲げる事項に同意します。**

① 個人情報を含む、本申請の内容及び緊急連絡先などの情報を市、関係機関及び受託事業者に情報共有すること。

② 通報後に利用者、協力員と連絡が取れない場合、建物等の一部を破損し、救助活動を行う場合があること。

③ 消防署が出動し、やむを得ない事情により、建物等の一部を破損した場合、市、関係機関及び受託事業者は損害賠償等一切の責任を負わないこと。

④ 現在利用している居住地から引越しを行う場合や緊急通報装置が不要になった場合は市もしくは受託業者にその旨を報告すること。

**２．据え置き型緊急通報装置を希望した場合は、次に掲げる事項に同意します。**

① 緊急通報装置（ペンダント含む）及びその他機器について、故意過失により紛失や毀損した場合、その弁済費用は利用者の負担とすること。

② 緊急通報装置及びその他機器を設置する際、住宅にビス穴等、壁に穴が開く場合があることを了承すること。なお、撤去時の原状回復について、市及び受託事業者へ責めを一切請求しないこと。

**３．携帯型緊急通報装置を希望した場合は、次に掲げる事項に同意します。**

① 携帯型装置の使用方法（充電・受発信方法）を理解し、利用すること。

② 携帯型装置を破壊、毀損、紛失等しないよう管理し、万が一毀損、紛失した場合は補償金等が発生することがあること。

③ 通信会社のサービス提供地域のみ利用でき、また通信会社の通信障害等で利用でき

ない場合があること。

④ 携帯型装置で通話を行った際に発生する通話料は市へ一切請求をせず利用者自ら支

払いを行うこと。

* 上記事項を遵守せずに利用した場合は、市、関係機関及び受託事業者に対し、いかなる苦情又は損害賠償を申し立てることはいたしません。

日付： 令和　　　年　　　月　　　日

署名：